

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 4 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成19年1月25日（木）
13：30～16：00
会場：岐阜県議会西棟3階 第1会議室

司会

定刻となりましたので、只今より「第4回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境生活部廃棄物対策課の佐伯でございます。はじめに環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

環境生活部長

みなさまこんにちは、大変お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。県環境生活部長の横井と申します。11月20日付で環境生活部長に就任いたしました。この検討委員会は、初めて出席させていただきます。これまでの皆様のご議論は前任者からも詳しく聞いており、本当に大変ご熱心にご議論いただいております。あらためて感謝申し上げます。これまでの委員会の中で、過去10年間に渡って財団法人地球環境村が施設整備をいろいろと検討してきたなかで、結果として実現できなかったことについて、公共関与のあり方や御嵩町の民間の計画の問題について公共のあり方はどうなのかというご意見をいただいております。これから引き続きご議論いただくわけですが、施設整備について県が何をなすべきかという点でご提言をいただきたいと思っております。少しまだご議論に時間がかかるのではないかと感じているところであります。引き続き皆様方のご意見をちょうだいしながら、私どもの施策にいかしていきたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。本日は、資料をお配りしておりますが、県内で求められている産業廃棄物処理施設はどのようなものであるか。というご議論、この施設を整備するにあたって、公共がどのようなことをしたらよいのか。という観点で、施設整備の各種施策をご検討いただく、ということをお願いをしているところでございます。中小企業団体や中濃地域の新工業団地の産業廃棄物に関する調査、全国の公共関与の施策の状況、産廃施設整備に向けた国の施策状況、県の条例や要綱の改正状況などをとりまとめております。参考としていただきながら、忌憚のないご議論をいただきますようお願いいたします。冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

司会

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。本日出席の委員のご紹介は、お配りしております出席名簿をもって代えさせていただきます。なお、本日、西寺委員がご欠席でございます。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

<配付資料確認>

なお、本日の会議は公開としております。傍聴希望者が9名ございまして、会場の収容を十分満足しておりますので、予め委員長の了解のもと入場していただきましたことをご報告いたします。

<注意事項説明（携帯電話の使用禁止、私語の禁止）>

本日の委員会は午後4時の終了予定となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、堀内委員長、よろしくお願い申し上げます。

委員長

第4回の委員会でございます。先ほど新任の横井部長のあいさつにございましたように、この委員会は今後の県の廃棄物施設の整備をどのように考えていくべきかという、こういった方向性、あるいは、こういった形で、県民として関わっていくべきかというようなことを踏まえてやっていること自体が、実は、こういったものの考え方の一つのモデルになっていくのではないかと。というのはこの委員会のメンバーの構成は一方は県民のいろいろな分野の人たちが代表として選ばれていて、しかもワーキンググルー

ブでもかなり県民を意識した人達を人選していただいた。県民と言っても、特に市民団体の方たちで活躍しておられる方たち、そういった方の生の声をこの委員会に直接反映したい。もう一つは傍聴人の人たちの意見書、あるいは要望書等も、これを参考にしながら、こういったものをやはり念頭にいれながら審議していきたいと思えます。したがって、この会というのはこの設備をつくるかつくらないかということは当然考えるわけですが、このプロセス自体を大変大事にしたいと、そういうふうを考えています。廃棄物を排出する者、それを整備し中間処理し、そしてまた最終的に処分する人たちの業界の方も出ておられるということで、一生懸命がんばってまとめていければなと考えています。それから、紹介しておきますが、参考資料に綴じてあります傍聴人の方からの要望と、それから意見書ですね、これを読まさせていただきたいと思えますが。要望書の方からは、このメンバーというのは、200万人ですか県民の方、大体そうですかね人口的に、そういった人たちを代表して出て来ているということをお負していただきたいと、したがって、会議にはできるだけきっちりとはそれには出席して、意見を述べてもらいたいということをおかれております。当然だと思えます。ただ、どうしても当日出れないような事情とかやむを得ない事情がどんな場合でもありますから、その場合は、できれば前もって委員会に、何らかの形で自分の意見をですね、ここだけは言いたいというところを事務局へまとめて出していただきたいなと私は思っておりますので、委員の方も是非そういうふうにしていただきたいと思えます。意見書の方ですね、いろいろ意見出ていまして、これは参考意見と言いつつ、しかし今日の議事の中に大変深い関係のあることなので、一言で言いますと、こういった処理施設の取り扱い方について、施設の建設を行政レベルでやるのかどうかということについては考えるんだよという意見がありますが、そういったことを含めて議題のところでもう一度みんなの意見を聞いて、進めていきたいということと。それから、これも参考に値するかとか、やはりこういう廃棄物の問題の根源は、排出をできるだけ抑えるということにあるということでもありますから、これを最良の形の効果がでるようなことを公共関与をしていただきたいというような意見が出ていたと思えます。これももっともなことだと。そういったことを読まさせていただきます。肝心のどういう方向でやるべきか、あるいはどうするべきかということは議題の中で取り上げるとしまして、それでは、事務局の方から第3回委員会の議事録についてまず報告をお願いします。

事務局

<報告関係資料集 資料1の説明>

委員長

ありがとうございました。

兼松委員

すいません、あの、兼松です。議事録の中で、15ページのところです。兼松です。議事録の15ページ、そこで地球環境村構想の時の資料を県の検討委員会、政策総点検の中で提出したかどうかということを私が確認していました。その中で、ちょうど真ん中辺です。兼松委員というのがあって、廃棄物対策課長との間に挟まっている部分なんですけれども、『細かなことかもしれないけど、非常に大きな意味を持っているものだと思います。』という部分と部分が抜けていたのです。

委員長

抜けていた。これは修正されているのですか。

兼松委員

はい。これはあるはずだと。私はこれを言っていることだということで、再度見てください、聞き直してくださいと言ったんですけど、最初はいや聞き直しました、けれどもありませんでしたというふうに言われました。それでは、私は他の人にも聞いてみるけど、私がこれを言わなかったはずはない。もう一度確かめてくださいと言ったら、ありましたというふうに言われました。それで付け加えてもらいましたけれども。私、これ2回目なんです。こういうことがあるの。1回目の時もそうでした。私にとっては忘れていない言葉であって、それが最初から議事録のそのおこしたときに削除されていると、こちらがあったという証拠を出さなければならぬ。そんなことをしなければならぬ委員会であっていいのでしょうか。それが2回もあるということは私は非常に不信感をもたざるをえません。

委員長	わかりました。事務局の方で、どうですか、確認はきちんとやっておられるのでしょうか。
廃棄物対策課長	申し訳ございません。前回も同じようなご指摘がありました。当然この委員会は公開の場で行っております。従いまして、発言されたことを県としてわざと削除するということは全くありません。当然みなさんが聞いてみえるわけですから、そんなことができるはずもありません。ただ技術的な問題として、うまく録音できなかつたり、録音したものが、一部聞き取れないこともありますので、全てを残さず書き取ることはできません。ですから、それを削除した訳ではありません。それに、この段階では公表していませんし、委員の皆様方には前もってこれでいいかということを知っているわけですから、そういうやりとりの中で「発言した内容がないですよ」と言っていたら、このように直すわけです。作為的に削除するということは行っていません。また、このような公開の場であるわけがありません。そのような不信感を持っておられるということは、私としても残念でたまりません。ほんとに技術的な問題で、録音テープを再生して、職員がやっているわけですが、その時に誰々の議論をわざわざ消すということはありません。私たちがテープおこしたものを兼松さんたちが確かめるわけですから、証拠をだしてもらわなくても、発言された方がそう言っていたら、そのように訂正します。
兼松委員	それと同じことを前回もおっしゃいました。それであなたの意見は入ったからいいでしょうと、そのために点検してもらったのですよ。結果的に入ったからいいでしょう。そういうことだと思います。うるさいことを言うなということかもしれません。けれどもこういうことが度重なれば、しかも他の方があるのかなのかは知りませんが、私に限っては、私は2回そういうことがあったというふうに自覚しています。
廃棄物対策課長	当然、私の意見も含めて全員の方にテープおこしをしたものを見ていただくわけですから、兼松さん以外の方からもおかしいという指摘は当然あります。私自身、自分が発言したところでおかしいところが出てきます。そういうことで、皆様方に前もって見ていただいているわけです。それを作為的にどうのこうのしているということはありません。これが例えば非公開で行われたなら、そういうことがあると指摘をされてもやむを得ませんが、公開でやっているわけですから、県がそういうことをごまかしようがないと思います。
委員長	こういうような点であまり時間をとりたくない。事務の方を叱っておきましょう。
兼松委員	叱っていただかなくてもいいのです。ありのままに記録していただければいいと思います。
委員長	ということですので、そういうことにしてください。 それではですね、議事の進行を毎回やっておりますが、ワーキンググループという大変内容をきちんと焦点を合わせながら、この会ではここをおさえましょうというようなことで、毎回メンバーの方集まっていたら、ここで論議ができるということですから、このまとめのことにつきまして、第3回ワーキンググループの開催結果について、このリーダーの守富副委員長から報告をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。
副委員長	<報告関係資料集 資料2の説明>
委員長	ありがとうございます。今日の審議内容、この議題ですね、大変重要な内容を含んでおまして、まず議題1から順番に検討していきたいと思っております。それでは議事関係資料集の1ページ「資料1 産業廃棄物の県外への移動状況」からご覧ください。この説明をまず事務局でまとめてやっていただくということで、1～3ぐらいまでまとめてやっていただ

いた方がいいでしょうかね。お願いします。

事務局

<議事関係資料集 資料1～3の説明>

委員長

中小企業等から見た産業廃棄物の処理施設の必要性というところの説明資料でございます。前回、いろんな議論の中で森朴委員からだと思いますが、時代とともに廃棄物の量というものがどんどん減ってきていると、実はそれは資源化利用とかリサイクルとかそういったことを含めながら、従来とはちょっと違った状況になっている。それはどういうことかということ、実は表向きには減っているように見えるが、実はその裏でそれは中小企業業者にそういった処理を委託しているということが見えていなんだよ。実はそういうところが多くって、そういったところが場合によったら、コスト高とかいろんなことで不法投棄とかいろんなことに結びつくようなことに繋がっているのではないかというようなニュアンスの話があったと思うんですが、その辺の資料として今回いろいろ県の方で資料を集めていただいたと。そのうちの2は中小企業団体ですね、3の方はどちらかというとき大きめの企業というようなところですが、この辺の資料を見て、みなさん、どのように感じられたでしょうか。ご意見お願いしたいと思います。実はゴミの量が減っているのではないんだと、中小企業の人が大変苦勞して、これをどうするかということに困っているんだと。そういうことですね。その件に関して、まず兼松委員、何かありますか。その認識について。

兼松委員

はい。あの、量的なものとしては前のものが、それ以前のものが提示されていないので、あの、下請業者として押しつけられていて大変困っているのかどうかというのは、私にとっては分かりません。判断ができません。データがありませんので。

委員長

これは資料の中で、企業の処理はどこへ、処分はどうしていますかということと委託として挙がってますよね。委託っていうのは中小企業へ委託するんでしょうね。森朴さん、どうですかこの辺のところ。そうではないですか。

森朴委員

協同組合に対する、中小企業団体における調査ということで、協同組合単位でお聞きになっておられまして、組合によっては業の実態と組合とが必ずしも密接でないところもありますが、大所としましては僕らが日常的に受けている話としては、旧来から、前も何度もご説明しているんですが、旧来からおつきあいのある産業廃棄物の排出事業者というのは、主として、私どもの場合は、比較的限られた品目が大量に日常的に出てくるという事業者が圧倒的に多かったです。そういう方々については、数量が明かに減っていると。で、それぞれの企業がですね、ISO14000であるとか、エコアクションだとかいろいろな第三者認証を含めた施策を積極的に取り入れておられて、後ほど建設業協会さんの方でも資料が出ていますが、積極的に廃棄物を減量化しているという姿勢が対外的にも表明しておられますし、現実的に排出されている。我々なんかの請負団体ですと、量は減っております。ところが、私どもの業界の方へ、例えば協同組合ですとか、社団法人の保全協会さんへ問い合わせが全く新たに増えている現象がありまして、それはこれまで処理を業者に委託しておらなかったような中小零細の方が、その廃棄物の処理に困って頼みに来るという事例、あるいはどこへ相談に行ったらいいかということで探しに来られる事例です。その原因は3つくらいありまして、お話を聞いてみますと、まず一番のケースはこれまで市町村なんかで併せ産廃という形で処理をしておられたけれど、それが市町村においても廃棄物の処理量の減量化ということが進んで、これまで事業系一般廃棄物として受け取ってくれたものをですね、なかなか受け取ってもらえなくなってきたと、そういうような事例が一つ。それからもう一つがですね、自分のところで直接処理をしていなかったものが、例えば、これは建設業協会さんが多少関わるんですが、電気工事組合さんから私どもの組合に直接お話がありまして、中小零細の方々が集まっているんだけど、過去、建設現場等では元請けさんがですねダストボックスを用意して処理していた。そこで分別すればいいということで現場で、これは解体とかではなしに、新築現場でですね、そこでゴミを出せたんだけど、最初は大き

なものに一つ入れておけば良かった。それが分別ということになって、今現実にはほとんどの建設現場です、そういうゴミ置き場が設置されていない。その電気工事の方々は、それぞれほとんど中小零細の方なんですが、持って帰らなければいけないという現実になってきている。これは、その持って帰って来るものが市町村なんかで受け入れる状況のものではないということですね、例えば蛍光灯ですとかそういうものを入れ替えるというようになると大量に出てしまいます。そうするともう全然、これまでは自分たちで処理したこともなかったんだけど、そういうものがどんどん出てきてしまう。で、非常に難しいのでどうしたらいいかと。産廃業者を探しても、今度は中小零細の方々定期的に大量に出るというわけではないですから、少量のものが極めてバラバラで出てくるということで、処理先も見つからない。処理業者を探しても、私ども何かにも相談に来られても、とてもコストが合わないというような事例でございます。それから3番目の事例としては、処分費用がこれまでである程度見込まれて受けていたものが、大幅にコストダウンを余儀なくされて、これは日本国中のようなんですが、これまでのコストが賄えなくなったから安い業者がないだろうかという形で出てくる。そういう3つの事例で、いずれも中小零細の方々かなり産業廃棄物の処理現場では困っているということを見聞きしております。

委員長

どうぞ。

兼松委員

このデータを見る時、県が岐阜県内の中小企業の346の団体に調査をされて、で、そこから回答を得た。処理はどのようにしていますか、中小零細企業の方々が、今どこに処理をしているか聞いた。それに対して、私のところは業者に委託しておりますとか、自社処分しておりますとか、そういうことであって、これは中小企業が大企業の方から押しつけられて、処理を委託されたというものではないという認識でいいですか。

森朴委員

このデータそのものは違うことだと思いますね。

兼松委員

そうですね、はい。

委員長

いいんですか、押しつけられたことではないということ。

兼松委員

中小企業の業者さんがどこ、どういうふうには処理しています、業者に委託していますというただそれだけのことでいいですね。

森朴委員

このデータは県がお作りになったので私は関与していません。

兼松委員

県に聞いているんですけども。

廃棄物対策課長

おっしゃるとおりです。それぞれの中小企業の方から出たゴミ、産廃をどのように処理したかというデータです。自分の所で処理しているか、委託業者に、あるいは専門の業者に頼んでいるかということです。そのゴミの種類が中小企業の方が自分で事業としてやったゴミの種類なのか、例えばどこかの下請けでやった仕事の種類かは、到底この資料では区別できません。

兼松委員

はい。

委員長

森朴委員、あのお聞きしますが、いまそういった中小企業者の排出するゴミも自分たちの中で処分するための新しい行動をとらなきゃいけないというような現状にあって、そういう人たちはそういったものを処理できる何らかのシステムとか、そういったことを必要だというふうに委員は考えておられるんですか。

森朴委員

ちょっと、これはですね、協同組合ごとにかなり状況が違うと思うんですが、後藤委員なんか例えば製紙という形です、中小企業の協同組合の役員の方もいらっしゃるわけですが、例えば伝統的なですね、岐阜県

内における製紙に関わってですね有機性汚泥が大量に発生すると、その汚泥スラッジをどういうふうに処理したらいいかというのは業界としてずっとお悩みになっておられて、それなりにいろいろチャレンジもしてこられておりますし、何らかの共同化して処理をしていこうということは何とかおやりになっていきますね。そういうふうに、今の事例のようにですね、非常にモノポリーな業種ですと、実は県が少し手助けをすると割とできるんじゃないかなと。法律上の問題ですとか、コストの問題でまだいくつか問題点があるのですが、そういう業種もあります。それから、構造不況的にですね、製造業のように、例えば繊維関連のようにですね、構造不況的に経営が悪化してきて廃棄物の処理コストが全然、こうカバーできていないというような状況の業種もありますし、で、先ほど申しましたように、小ロット多品目で出てくる業種もあります。業種ごとに非常にテーマは違うと思うんです。ただ、私どもが非常にこう危惧をしておりますのが、大規模な不法投棄事案でない日常的に目にするような不法投棄事案のですね、排出者というのは、実はこのあたりの中小というよりも、ほとんど零細事業者の方々が処理に困って不法投棄に繋がっているような事例があるのではないかと推察しております。このリストの中でもですね、やはりかなりの方が処分費、処理費が非常に困っておるとい話、それからどこへ持って行ったらいいのか分からないというようなことがですね、これは個別事業者ではなくて、業界の組合にお尋ねした際にそういうことが出てきているということは、やはりそのあたりでかなりニーズがあるんじゃないかという気はしております。どういうふうにそれを、個別事業者でですね、廃棄物の処理はどうでもいわと思っているのかということ、実は全然そうじゃなくて中小零細の方も個別には廃棄物処理を企業としてやらなければいけない、適切やらなければいけないということは、こういうアンケートの中でもかなり出てきているんですが、しかしノウハウがないといいますか、どうやっていったらいいのかわからないというのが現実じゃないかなという感じがしています。まだ僕もこれ、元データといいますか、組合に尋ねたという段階ですのもう少し調べてみたいと思っております。

委員長

いろいろ中小零細企業の実情というかそういったものが、データの解析を見ながら徐々に理解できるようになってきてはおりますが、引き続き議論を重ねていきたいと思えます。資料4の方の岐阜県建設業協会からの要望書が出ておりますので、これについて説明いただきたい。前田委員、お願いできますでしょうか。

前田委員

私、建設業から出て参りました前田と申します。建設業協会からの要望ということで出しておりますが、資料は付けてありますので略して話させていただきます。

<議事関係資料集 資料4について説明>

引き続きまして、岐阜県建設業界の環境に対する取り組みということで、別資料を付けさせていただいておりますが、それは僕の説明よりも、もしご了承をいただけるなら、今日事務局を連れて来ましたので簡単に説明させていただきます。

委員長

それでは説明してください。

前田委員

事務局の説明を、まあ僕の説明よりは皆さんが理解できる説明ができると思えますので。

委員長

説明していただいているいいですね。

前田委員

いいですか。

委員長

お願いします。

前田委員

それでは、うちの事業課長の美濃島と申します。

委員長	どうぞ、よろしく。
建設業協会事務局	岐阜県建設業協会の美濃島と申します。 <別添の岐阜県建設業協会提供資料により説明>
委員長	ありがとうございました。今建設業界の方からいろいろな事情の説明がございました。環境保全に関して全部そういう方向に向かって進んでいるが、どうしても処分できないものがあると、これは量的に増えているんですか、年々、処分できないものが。
建設業協会事務局	私どもの協会、と言いますか、所属しております企業の中には土木工事中心と建築工事もやってみるところといろいろございまして、土木は比較的全ての排出するものが再資源化できております。建築系が大変困っております、建築系をまとめております建築工業会という組織が支部にございまして、その会員数60数社でございまして、その産業廃棄物の排出状況は平成14年度で、会員企業から出ますのは約100,000 t、15年度が90,000 t、16年度が121,000 tと、特段伸びているとかそういうことではございませんが、だいたい同じような量が出ていると。特に、一般の家のですね、解体とか、そういったものに伴いますものが多くございまして、建て替えとか今需要があるかと思いますが、そういったことから今後もこの程度の数字は推移するんじゃないかと思っております。
委員長	今ございましたように、建設業協会の方からそういった最終処分場のようものがどうしても必要だというようなことで、その中で説明の一つとしては、民で立ち上げたとした場合は保証がなくていざという時に困るといことも前田委員からの話にありました。
森朴委員	すいません。よろしいですか。ちょっと教えてください。この22ページの表の2の1、別表の数量ありますね、44,000 tとか63,000 tとかありますね。建設廃棄物全体が120,165 tというのは、これ上の累計ですか。それともこれは別のものですか。
建設業協会事務局	この資料自体の数値は県がですね、5年に1度、建設副産物、廃棄物を含んだ実態調査をやっております、その数量でございます。ですので、この数値自体は私どもで調査したものではないのですが、ただ今日はこれ環境部署なんですけど、このものをまとめられたのは県の技術検査課です、県土整備部の、それを引用させていただいております。ちょっとこの数字が累計かどうかということは、私ども協会では申し上げられません。
委員長	どこか問題ありますか。
森朴委員	先ほどの中小零細の話と共通する話なんですけど、建設廃棄物全体が98%再資源化されていると主要な問題はないはずでして、県のアンケート調査に基づくやつでも、これは実績調査か、実績調査で中間処理目的搬出とですね、最終処分目的搬出の、これは資料の2、議事関係資料の1の1ページと2ページなんですけど、建設混合廃棄物がそれぞれ、中間処理で25,000 t、最終処分で35,000 tというデータがございまして、これ60,000 tが最終処分に出ているんですけど、この建設廃棄物の中に入るんですかという素朴な質問がありまして。
建設業協会事務局	ごめんなさい。数字の、発生量の話はですね、これは県の土木中心の部署がまとめた数字ですので、一般の民間建築とかが全部の数値的には入っていないと思います。それと環境省とかが発表されています発生量のデータと岐阜県が発表されているデータといろいろありまして、私どもは、これは県の土木中心のものをまとめたものなんですけど、先ほどご説明しました建築を主にやっています企業の発生量が混合廃棄物等を全て含めまして120,000 tと、16年度が。そういう数字がでております。これは土木なしで、建築だけの60数社のデータでございまして。

森朴委員	その60数社のデータで、例えば再資源化率何かは分かりますか。
建設業協会事務局	いや、そこまでの細かいものはちょっと調査をしておりません。
森朴委員	<p>すいません。あのご批判を申し上げるのではなしに、建設副産物の現状、たぶん県がまとめられた資料だと思うんですが、これだけ見ると県民の方ではですね、建設業良くやっていると、僕は建設業の文句を言っているのではないですよ。世の中の仕組みの話で、だったら椿洞にあるのはどこから来たのっていう素朴な疑問が出てしまいますので。このデータは実績値ですよ。大坪さん、これは、この1と2は。これは、法律上最低限度、これだけは出ているということが読みとれるんです。ところが、政策的に県が全体を把握しようとした時に、各部署から上がってくる数値が、どちらかというところ、こういう大本営発表のような数値が上がってきて、どこに問題があるのかよく分からないという状態になってしまっているのではないかなという、私どもも、業界ごとのデータを見てもですね、私どもの日常的に感じている感触と随分違うデータが出てきて、さらに排出予測、予想のですね、県が産業廃棄物の今後の伸びということで予測しておられるようなデータにですね、例えば建設業に関連するところとっておられる業者というのはですね、どちらかといえば建設業協会に入っているクラスの事業者なんです。ところが実際に建設現場から、解体系の混合廃棄物何かを扱う事業者というのは、そのままだ下請けになるような解体事業者の方で、そこら辺のデータが全然数字としてこれまで出てきていないんじゃないか、というのが非常に不安です。産業廃棄物の処理状況概要なんかを見ますと、私どもが思っていた以上にコストが高くなると。前回、委員長の方にお示しした数字よりコストが高くなってきてまして、実際に廃棄物を抱えておられる建設業の方々、かなりご苦労なさっているんだと改めて感じるようなデータです。ちょっとびっくりするような金額もありますよね、これ。ちょっとしたロットだとも凄く高いという、やっぱり。こんな金額で受けて、建設費が赤字にならへんかという、本当にね、という感じでした。以上です。すいません。</p>
委員長	<p>この数字について、理解できないような部分があるというような指摘が委員から出ております。それから、先ほど話が途中になりましたですが、前田委員の方からいろいろな事情を踏まえて、最終的に最終処分場の建設をお願いしたいと、それも公共関与でということが出されておりますが、考え方の中で今言われたのは、信頼度が非常に高いと、だから民間でやった場合、ダメになった場合の保証、誰がやると。そのようなことが一つありまして。もう民間の力ではどうにもならないというお考えですか。というのは、今民間がPFIというような形で民間も関与して、第3セクターとか、いろいろな方式の多様な形で建設が存在ができるのではないだろうか。必ずしも県がつくるものに関しては、そういったものがかなり価格競争の中で、他より安くやっついていかないと立ちいかなくなると、それは税金を使わないとできないのではないかと。それはちょっと問題ではないかという考え方もあるんですよ。その辺はどうお考えでしょうか。</p>
前田委員	<p>やはり言われるとおりになんです。設置したりいろんなことに対して民間が主導でやっていると、やはり住民の方々も不安が多いし、官が仮に入ったとしても運営とかそういうことは民間に全面委託をするなかで、その民間を確実に管理していくという形を取っていかないと、3セクでやって官が主体になって経営やれといっても、やはりコストが高くなってしまおうと思うんです。一応中には入るんですけど、経営その他等々はやはり民間にやらして、ただその民間が変なことやらんかということは、やはり官がいつまでも関与しているというのが一番理想でないかと思えます。そうでないと、やはり設置される地域の人も民間だけでやると、その時の口先だけでいろんな意味での不安もあるでしょうし、最終的にはやはり官が顔を出していることによって、いつまでも官の責任で、いろんな問題があった時は、対応できる。私はそれが一番理想だと思います。</p>
委員長	<p>今の意見に対してお聞きしたいんですけど、委員の、岐阜県町村会長の谷口委員、公共関与の話、今民間だけだととても無理なんだから、やはり</p>

それは関与してもらわなければいけないというようなお話ですが、どういうふうにお考えでしょうか。

谷口委員

現実の問題として、例えば処分場を民間で来るということになりますと、もう地域は大反対ですね。それで、ちょっとでもそういうニュースが入ってくると、もう自治体ですぐ情報が入って参りまして反対運動が起きるっていうのが現実です。現在、私の方はどちらかというと全部富山県の方へ出しているものですから、県全体の中ではなかなか現れないんですけども、官がある程度入る、というのは、一般県民というのは民間を信用していないということがあるんじゃないでしょうかね。どうして信用されなくなったのかは、ちょっと私はわかりませんが、そういう詳しいことは、現実としては出てくるのは地域イメージが悪くなる。例えば、うちの地区内だけでもですね、例えば下水道処理施設を作るだけでも大反対が起きてくることなんで。例えば火葬場一つ作るのも大変なことなんで、そこをどう解決していくのかっていうのは難しいと思います。じゃあ、私にどうすればいいのかと言われてもどうしたらいいのかちょっとわかりませんが、現実はそのような状態です。

委員長

今、論議していることに関して、どうでしょうか、加藤委員。意見を述べてください。

加藤委員

産廃処理場を民で建設を、今お話があったと思うんですが、近隣の方にたぶん受け入れられないんじゃないかなと思います。そこで、官の部分が入ってきて支援していただいて、近隣の方に説明すれば上手くいくのかなと思いますけれども、事業としてやはり今ご意見のあったとおりですね、官が発起して民で委託して官がそこを管理すると、そういったシステムが出来ていってですね、実績が残していければですね、近隣の方もご理解が広がって行くんじゃないかと思いますが。口で言うよりは非常に難しい問題だと思いますが、民が全て切り開いて処理場を作るというのは非常に困難な情勢だと私も同じ意見を持っております。

委員長

後藤委員、どうでしょうか。

後藤委員

最終処分場を設置するということについてですね、これはやはり官庁関係がある程度監督しながらですね、実際には民間がそういう作業を行っていくということでない、これは非常に採算性が悪いし、それを利用する業者としても非常にコストが高くついてですね、それでなくてもこの岐阜県の廃棄物の処理料というのは全国のそれこそ本当に1番か2番くらいに、非常に高いところじゃないかというふうに今理解しておるんですが、それも何かと言えば処分場が少ないというところに大きな問題があるのかな。じゃあ、愛知県なり、三重県なりを見ていましてかなり積極的に海を埋め立てるとか、いろんな方法をとってですね、そういう最終処分場をつくっておるということであるわけですので、そういうようなやり方にしてあげれば非常にいいんじゃないかなというふうに思いますし、そして私はつい最近なんですが、県の方もよくご存じだと思いますが、羽島のリサイクルパークというのが最近運営しておられますね。これは中間処理の段階だと思いますが、例えば建設関係のコンクリートから、家壊しやった瓦から、柱やら、残材から、プラスチックから、あるいは石膏ボードといったあらゆるものをとりあえず中間処理をして、そして製品化してもう1回リサイクルすると。それでコンクリートの中に混ぜる増量材にするとか、あるいは他の路盤材に使うとか、いろいろな方法でやっていらっしゃるし、そして実際の末端処理でどうにもならないものは、全体のほんの3%~5%とおっしゃいましたかな。そんな程度まで中間処理によって破碎したり、あるいは製品に出したり、もちろんふるいにかけてとかですね、というふうにしてあらゆるものがそういう一つのリサイクル製品になってくると。これは素晴らしいあり方だなと思ってですね、私まだつい最近ですけども、是非見てくれと言うんで見させていただきました。私は立場は今環境保全協会ですけども、私自身の仕事はいわゆるリサイクルペーパーを使ってトイレットペーパー等を作っておるわけなんですけども、いわゆる古紙を使いますとね、ここにもありますように、これはビニールを貼ってないと

思うんですが、この印刷物の30%くらいが白泥っていうのがコーティングしてあるんですね、クレイっていうのがコーティングしてあるわけなんです。それで、最近スーパーでもなんでもとにかくこういったチラシなり何なりを作ろうと思うと、きれいなものに仕上げようと思うと、ほとんどその30%か、アート紙だったら、半分ぐらいが白泥、泥ですよ。こういったものがでてくるわけですね。これをいわゆるこういったきれいなパルプだけを取り上げて、水をもう1回浮遊物をとって、pHから何もかも基準値にあって、今放流しているわけですけども、そういうふうにするためにはとにかく廃棄物は必ず出てくると、そういうものは私ども、先般の会議でも申し上げましたけれども、いわゆる炭にしましてね、カーボンにするわけなんです。製鉄会社なんかはもうよこせよこせなんですけれども、ただ今問題は単価が低くてですね、リサイクルしたのだから安いだろうと、こういうような言い方ですね、非常に私どもも困惑しておるわけなんです。さりとて製鉄会社の本体はどうかというと史上最高の利益があがっているわけですね。それにも関わらず私どもの納入するいわゆるリサイクル製品というのは非常に買い叩かれるというところで、私ども非常に難儀しております。ご承知のように油も非常に高いですからね、油が安いという前提で私どももそういったカーボンにするということに取りかかったわけですけども、そんなようなことであっちゃこっちゃいろいろ、非常に難儀な状態がでてくるということですけども、じゃあ先ほどの話じゃないけれども、廃棄物がゼロになるかということ、それは絶対にゼロにはならないわけですね。リサイクルすればどうしてもほんの少し、先ほどお話したように、5%でも廃棄物は出てくるということで、寿和さん等へご厄介になっているようなお話もちよっと聞きましてですね、寿和さんあたりも私も本当に開業以来おつきあいがあるわけなのでございまして、その当時はそういう製紙からでる廃棄物をカーボンにしてしまうということが非常に容易に出せなかったということで、埋立よりしょうがないだろうということでやってきたわけです。

委員長

分かりました、ありがとうございます。今の後藤委員の意見を踏まえてみると、そういう廃棄物をいわゆる中間処理することによって資源化する場合にも、しかし分かっているものを資源化するための施設ですね、設備、そういったものが必要だと。それを民間レベルでやるのは大変だから、最終的には処分してしまうこともあると。そうすると最終処分場いかになくとも、あるいは技術を開発されておろうが、また資源化できるのかなど。そういう時にはそういう施設があったら、それも可能かなど。そういうような意見であったと思うのですが、そうですね。そういうような場合に、今話しをしているのは、例えば最終処分量があるけれども、その上にどんどん資源化されたり、リサイクルしてくると、どんどん廃棄物、最終処分場に持っていくのが少なくなるんじゃないかと。また新たにつくることがいらなくなるんじゃないだろうかと。一方、そういうような考え方もありますよね。逆にいうと、中間処理の方で何か技術的なもの、業界によって産官学でやっていくような形をつくるというのは、また何か新しい素材を開発したりそれが研究の課題になったりして、そういったところで循環社会のなかで良い物ができるものならば、そちらの方の設備投資ははたして民間でできるか、あるいは県が関与するのかというようなことがありますよね。要は、廃棄物をどんどん増えていくのかということではないんですよ。減っていても中身の問題で、実は廃棄物のいろいろ資料を調べてみますとね、ヨーロッパあたり、アメリカあたりはですね、やはり一つは要素別に、例えば排出、それから分別という、転換、運搬、処分とか、いろいろな7~8くらいの要素に分けている。しかし、それが上手く流れるためには経済的な効果を踏まえながら、それが上手くいったところの自治体は上手く成功しているなど。すなわち、経理的な概念、経済的な概念を上手く投資したうえでそうではないかという意見、懸念。もちろん、環境保全もそうです。そういうことで見ると、いつも森朴さん良く知っておられると思うんですけども、端々とそういうところを見ていかなければいかんと。そういう流れの中でものを造るなり何なり考えていくべきだと。1箇所だけ捉えても仕方がないと。もの凄く良いといってもこれが経理的に成り立たなければどうしようもないと。そういうようなことで見ると、かなり流

れで捉えるということが必要だと思いますが、副委員長の守富先生、どうでしょうか。

副委員長

大所高所の話はさておいて、一つ、せっかく先ほど建設の話が出たものですから、もう一度値を確認しておきたいのですが、今回の議事で零細企業からの排出に対してどう応えるかということもあり、先ほどの数値で良く分からないのは、最終処分場を造っていただきたいという要望書とこの環境を守る建設業から出てきた数値です。先ほどのご説明で、森朴さんも言っておられましたけど、22ページのここの数値が良く分からないのです。いわゆる建設混合廃棄物が58%で再資源化が難しいものが約1,800tありますよとのこと。そのときに、1,800tのうちの残り、約で言えば50%として、900tあまりがどこかに行ってしまうとした場合に、本当に困っているのは、その900tを300日で割れば高々1日3tあたりの量ですよ。すると先ほどの零細で困っているという量と建設業界としてはそのくらいの量が困っていると考えればいいのか、その他のものは数値的には90何%いつているわけです。コンクリートの塊はともかくとすると岐阜県の方の取りまとめで見ますと、建廃の県外の最終処分の期待値は3.4万tであり、桁が全然違うんですよね。中間処理が2.5万tという値が出てきているわけで、そうすると、本当に困っているのは今日のお話ですと、建設混合廃棄物のごく一部が本当に困っているということになります。この最終処分を目指して欲しいという要望なのか、この表にのっていない数値分を最終処分したいのか。いわゆるこの表に載らない零細企業の処分場の話なのか。要望書と今回説明のあった数値、さらに県から報告された数値の開きがあり、私自身が理解できないのです。本当に困っているのはどこなのでしょう。

森朴委員

たぶん、僕の推測なんですけどね、これ建設副産物って書いてありますでしょ。これ国交省が建設省時代から建設副産物というデータの取り方をしているんですよ。で、これは廃棄物処理法と全然関係のない方法で取り方をしておられるんで。

委員長

どちらがですか。

森朴委員

あの建設副産物のデータの集め方が。

委員長

でもこれ括弧して廃棄物って書いてありますよね。

森朴委員

いや、実態は違うんです。取り方が。

建設業協会事務局

もう少しだけ、誤解があるといけませんので補足をさせていただきますと、先ほど言いましたようにこのデータは県土整備部の技術検査課がまとめたものです。ですので、このデータの数値のほとんどが公共事業から出る土木建築の排出量であると、民間も若干データの徴収の仕方を含まれておりますが、わずかです。ですので、この数値は県内での産業廃棄物と言われるものの中のごく一部です。ということが一つ。もう一つが、私どもの協会が750社ございます。ですが、県内の建設業者は許可業者数でいきますと1万社ございます。そのうちの750、ただし建設業協会自体が中小の集まりではございますが、雇用の2割くらいは建設業協会の会員が占めてございますので、そういった数値的な指標をもとにちょっとご判断いただければと、そういうことでございます。

副委員長

私の根本的な質問は、せっかく県の方でまとめていただいた県外での最終処分量は3.4万tであり、これは建廃だけです。例えばの例ですが、建廃で見た場合に最終処分が3.4万tで中間処理が2.5万tという、資料の1番最初、資料1のデータです。この3枚目に出ている移動状況、中間処理目的の建廃が25,068tというような値がでていきますよね。例えばですけども。そうすると、実際に今日の説明のあった量のごく一部であったとしても、建廃として実際困っておられる、最終処分場で処理したい量はどの程度なのでしょう。この要望書で出ている処理量というのはだいたいどのくらいの処理施設を想定されての量になっているのかっていうのを教えていただきたいのです。もうそろそろ具体的に考えていこうとした場合に、1箇所大きな

ものを造ろうとは思いませんけど、例えば県全体で最終処分場を建廃だけで考えた場合にどのくらいの処分量を要望されているんだろうかと思うわけです。その数値をもっと具体的に言っていただけると考えやすいかなと思います。

建設業協会事務局

実際にところの今現在、どれだけ例えば最終処分をしているのかという調査を私どもでやったことはございません。というのは、我々環境の冊子でもまとめておりますように発生抑制してリサイクルするんだということの大前提に取り組みをやっているのが現状でありまして、ただ要望書のなかで設置要望にもありますように、皆さんからは結局は最終的には最終処分をせざるを得ないという、ものすごく意見が多いものですからそれを受けて要望書として出ささせていただきましたが、できましたら次回までに建築をやってみえます企業からどれだけの量っていうのは出ましたから、発生量は。最終処分をしている量をどれだけの品目でどれだけの量でているかと、そういった調査をやらさせていただいて提出させていただこうかということを考えております。

廃棄物対策課長

先ほどの建設副産物の再資源化実績ですが、全て確認しているわけではないので正式なことは言えませんが、いわゆる建設リサイクル法という法律に伴って出た品目だと思います。建設リサイクル法でこういった再資源化をしなければいけないものは、アスファルト、コンクリート、木くず、鉄筋が入ったもの、廃プラなどで、いわゆる建設や特に解体工事に伴って出る産廃はすべて対象になっていないので、たぶんこういった数字になっているかと思えます。廃棄物対策課で調べているものは、すべての廃棄物を対象に調べているので、この建設副産物というものが全ての建設に伴って出る産廃ではないと思えます。ですから、この差が出てくると思えます。

副委員長

何度もすいません。議論を混乱させているわけじゃなくて、本日の議題の1番目というのは、いままで聞いている話では、零細企業から出る処理が困ってますよという話が大前提にあるわけですね。岐阜県がまとめてくれているのは全部県外へ流れている、最終処分と中間処理を2万t、例えば建廃で言えばですよ、そのくらいの量があるわけです。そこで知りたいのは、建設業協会さんで見た場合に、先ほどお話があったように大手のところはそれなりにリサイクルをやっているし、そこそこに処理はされていますよとのこと。ところが、1万何社ある建設業のうち、非常に零細なところはやはり困っていますよということになります。では、その量はいったいどのくらいなのか。その量が表のどこかの数値に載っている量と見ていいのか、見れないのか、そこです。今後それを調べて出されるということなので、それはそれで次回持ち越しで良いと思いますが、私が聞いたかったのは零細から出ている量を具体的に示してもらえると、最終処分が求められる量をベースにもう少し具体的な議論ができるのではないかなと思っていました。もし、それが意外と少ないのであれば、補助金でやっていただくというのも一つの手ですし、先ほど意見のあった民が何故信用を失ってきたかという、その議論も重要だと思うんですね。実際に公共が、官がタッチしてきたら本当に信頼性があるのかということ、また別の問題もあるかと思うんです。すると民の方が積極的にやるような投資を公共の方がやれば良いのですから、それはタイプでいえば支援型をもっと積極的にやれば良いという話になりますし、非常に小規模なもので官がやってもそれは無理があると思うんですね。そこは、大きさを特定しないとうも議論が発散するなと思えます。その意味である程度もう少し、例えば建設業界で見れば、こういう数値ですねっていうのが分かるというのかなと思います。そういう意味の質問です。

兼松委員

今の建設業界のお話を伺っていて、それから他の委員の皆さんの意見を伺っていて思うのですが、民がやると信用がなくて、官が関わると信用があるのだと。確かに官はそう簡単にはつぶれませんけれども、地球環境村っていう財団があって、それががんばったけれども、できなかった。そういう現実もあります。民か官かということだけに集中しない方がいいと思います。官がやってもいろいろ不信感を買われることはたくさんあります。それから、先ほど中間処理のお話をされました。中間処理が必要だ、

中間処理の技術、木工とか林業、陶器くず、そういうところからは、やっぱりリサイクルをどうやったらできるのか、そういう研究もして欲しいし、技術的な情報提供もして欲しいというのがありました。そこをきちんと踏まえていったらいいと思います。

委員長 ありがとうございます。あの、前田委員、今度の委員会までに今出ました資料、出していただけますかね。

前田委員 はい。要請するわりに資料が少なくて申し訳ございません。

委員長 いいえ。よろしく願いいたします。

清水委員 ついでにもう一つお願いをしておきたいのですが、ちょっと要望に関することで議論が集中しましたので、別に最終処分場がいるかいらないかだけの議論ではないと思うので広く議論していきたいと思います。先ほど民間が信用がおけないというのは、いつつぶれるかわからないというのと、それから利益追求だっていう企業の命題があるってということとね、そういう意味で県民、住民の信用が得られないかもしれないですけど、それよりもっと、例えばいろんな所で不法投棄、椿洞でもありましたけれども、きちんと企業倫理に則って社会福祉のことも考えながら企業を運営しているのかということが非常に心配な事件がいろいろあるものですから、私もちょっと心配なんです。だから、そういう信用を失墜していることについて、組合、協同組合として何かやってみえるかということが具体的にありましたら是非教えていただきたいと思います。それから…。

委員長 後でいいですか。今の質問に対する回答を、お聞きしようかと思うんですが。

前田委員 そういう意味で、例えば私の場合、郡上の場合は建設業協会50数社がISO 14000をとりまして、ちょうど昨年で更新というか3年たちまして更新をいただいて、まあ、建設業としてはそういう形をとりながら、ただ岐阜県全体、今郡上のことで、岐阜県全体ということは先ほども説明をしましたように環境を守る建設業ということで、これを活かして、まあ多少データの数値が甘いところもあったようですけど、建設業としては環境に対してはもうしっかりやっていかないかんというのは我々の思いです。こんなような説明でよいでしょうか。

清水委員 一般住民にはできないこと、それから官ではできないことというのが企業側しかできないことが当然あると思うんでよね。ですからリサイクル認定の技術を高めるとか、そういうことに研究するとかということで共同研究所を立ち上げたというようなことを伺いましたけれど、そういうことを是非努めていただきたいなとお願いします。それから、今日の資料を事前に頂いて思った感想を一つ言ってもいいですか。

委員長 どうぞ。

清水委員 中小の企業からのアンケートがいろいろ出ていましたよね。それを読ませていただきながら、今すぐ出来ることが結構あるんじゃないかなということも思ったんですね。例えば、官・行政の役割ということで、設置ばかりの議論じゃなくて、例えば情報公開とか、それから情報交換の場を設置するとか、そういうことも官の役割としてあると思うんですね。そういう情報量が少ないとか、どこにお尋ねしたらいいか分からないとか、そういうことがアンケートの中にありましたので、今すぐ出来ることが結構あるなと感想として持ちましたので、そういうことも考えていければと思います。それから、規制緩和ですかね。逆に規制を強めていただかないと困るということもあるんですけど、例えばダイオキシンのこととか出ておりましたけど、それが果たしてすぐいいのかどうかということは、ちょっと一般住民として心配なところもありますけれども、規制緩和としては例えば木の皮を森林にっていうのがどこかにありましたよね、あれが何でできんのかちょっと分からない、8ページのところなんですけど。ちょっ

とわからなかったものですから、これもダイオキシンのことでできないのかなと思ったりもしているんですけど、木材の皮を山の肥料にできるように規制緩和して欲しいとというようなことが書いてありますけれども、その辺のところはどうなのかな、出来ないのかなと思ったんですが、というようなふうに、今すぐ出来ることを、せっかくのアンケートをとったわけですから、読み上げて議論してみるということも、この設備検討委員会ですが、そういうことも一緒に考えていけたらいいなと思っております。それから工業団地がこともでておりましたが、前に森朴さんの方から工業団地の中で中間処理施設が造れないというふうなことがでておりましたけど、その辺のところ、そういえば愛知県とかは出来ているんですか。他県でできているところがあるんですか。例えば。

森朴委員

そのようですね。

清水委員

で、岐阜県でそれができないのはやっぱり住民合意のことなんじゃないかね。

森朴委員

よく分からないです。

清水委員

時代も、これからゼロエミッションをみんなで立ち上げていくことで、工業団地はそこそこの特徴があるでしょうけど、やっぱり数社が集まってきたので、その中で中間処理をできるだけ考えるような研究所を作ったりとか、施設設置ができれば、そんなふうなことも考えていくというようなことをして少し量をまとめるとか、知恵をまとめるとかいうふうなことを方向として考えたらいいなと一つ思いました。

委員長

清水委員、今言われたことは次の議題の2のところ、公共関与のあり方、ここのところで規制緩和のことについても取り上げ論議していきたいと思っておりますので。一応ここで10分くらい休憩したいと思っておりますので。

谷口委員

すいません。ちょっと退席させていただきたいので意見だけ述べさせていただきますのですけれど。私は今考えの中で常に産業界のですね、闇雲にモノを作っていく、例えば、昔は家を壊したら焼けたんですよ。木は焼けたんですよ。で、焼いて処分できたことが、今一軒家を壊すと何百万という処理代がかかるようになってきたんですよ。それが何かと言いますとですね、普通の木材で何にもいろんなモノが塗ってなくてもですね、それは燃やせない。そういうことになってますね。そうなら、建物の建材にしても燃やせるような形にしない限りは許可しない体制を作っていくかないと。厳しくなるばかりで、産業界その根本を改めないで、負担ばかりかかるんですよ。その辺からものを考えていかないと、私は駄目じゃないかと。私たちは後始末ばかりじゃないか、産業界の。この産業界の後始末だけをやっているようなことでは駄目なんで、そこら辺は国がしっかり管理していかないと私は思います。それだけ言わせていただいて、退散させていただきます。ありがとうございます。

委員長

ありがとうございました。それではこれから10分間休憩いたします。何かありますか、事務局。

廃棄物対策課長

実は今日4時ということでお願いしておりますので、何とか引き続きやっていただけないかと。

委員長

でも、トイレ休憩というのがあるから、5分間だけ。

(休憩・再開)

委員長

それでは引き続き審議を続けたいと思っております。それでは議題の2「公共関与のあり方」に進みたいと思っておりますが、事務局の方から説明お願いいたします。

兼松委員

あの委員長、公共関与のあり方に入る前に、今出していただいた、その

県のデータに関して、私なりの意見があるのですけれど、それはどこで言ったらいんですか。

委員長

今日は、事務の方から言われてますけど、時間的にやはり4時にきっちり、最初に言われたような形でやろうとすれば、これで切り上げて、ある程度進めていかなければならない。傍聴人の意見も聞きたいので。だから、後でまた次の時でもできますか。傍聴人の意見が…。

兼松委員

もちろん、それを確保しなければならいんですけれども、あまりきちんと議論がされないまま次へいくというのは…。せっかく出された資料に対して議論してもいいのではないかなと思います。

委員長

その意見も大事にしたいと思うので、このまま引き続いてこれをやるという、この次のところですね、ある程度のその話の内容の展開を繋げて全体でまた討議したいと思っています。そういう意味で、兼松委員の意見については、次の討議に あるいはこの件について継続的審議ということ。いずれにしても、関連しているんです、1も2も。

兼松委員

わかりました。

委員長

ということで一つよろしく願いいたします。では事務局、よろしく。

事務局

<議事関係資料集 資料5～9の説明>

委員長

かなり膨大な資料ですが、予め委員の方には資料送っていただいて目を通していただいていると思いますが。先ほど、清水委員が話されました内容、意見につきましては、今回この議題2のなかで、いわゆる公共関与のあり方の中で3つのタイプに分かれる中で、規制型、支援型、給付型の中の、規制型というところに該当するかと思いますが、こういうような形でいこうとワーキンググループでこれを提唱していただいた。事務局の方でこの膨大な資料をまとめていただいて、整理していただきました。規制型、支援型、給付型というのはどういうことかというのは、もう資料に定義が書いてございますので、皆さん理解しておられると思います。この辺を特に、これを全部細かく話すことは今日はできないと思いますので、この一番最初に載っております規制型というのが、前回は森朴委員あたりが同意の辺のところは大事だよというようなことを提案されていたかと思いますが、この辺について森朴委員、もう一度この辺のお話をしていただけないでしょうか。

森朴委員

私ども処理業界という立場から話させていただきますと、産業廃棄物を排出される主体というのは、排出事業者です。私どもから見ればお客さまです。お客さまであって、その先に社会とか産業構造があってですね、私どもはその廃棄物を受け取って法律に従って処理をするという義務があるというふうに認識しております。いくつかいろいろな議論があるんですが、一番特徴的に私どもが申し上げたいのは、私ども業として行っていることにその法律上の規制が加えられることは、これは当然だと思います。まず1点。それから、その法律の規制というのは、私どもは規制を緩和してくれという要望したことは過去ございません。どちらかといえば、むしろ規制が緩すぎるのではないかと。非常に簡単に業の許可、とりわけ一般廃棄物に比べますと産業廃棄物というのは極めて簡単に許可が取れるという構造になっています。その業の実態に関わりなく簡単に許可が出てしまうというようなことは、むしろ規制を求めています。あと、廃棄物の処理の手法とですね、それからそれを踏まえます社会的な仕組みの方について、私どもは規制について、判断する当事者でないということをまずご理解いただきたいと思います。例えば、汚泥の処理について、こうこうこれこれのことをやれというようなことは、私ども何の発言権も持たない。それから、出てくる廃棄物について何の発言権も持たないということ。もちろん、許可に、そのことを処理する許可を持っておれば、それはしてよるしいよということなんですが、その規制を強化するというのであれば、私ども以外のところで行われるわけです。例えば、環境省で具体的な技術上の指

針として決められたと。私どもにできることは、その決められた基準を的確に守るかどうかと、その判断だけであるということです。それに対して、私どもそれを批判したのであれば、それで許可を取り消されるとかそういうことは当然でありますし、厳しい処罰があっても当然であるというふうに認識しておりますが、最近の近年の平成元年以来の法改正の中で非常に特徴的に廃棄物処理業界に対して、非常に厳しいということを超えた、逸脱したような規制が加えられています。これは国においても然りですが、例えば廃棄物処理業界においてですね、他の事案で懲役以上の刑を処せられた者が、役員であればまだこれは仕方ないと思いますが、株主であっても業の許可を取り消されるというような仕組みになっています。5%以上の株主がですね、これは実質上私どもの業界において株式を上場するなどに等しい状態であります。全く他の法令と比較していただいたらお分かりになるかと思いますが、廃棄物処理業界があたかも暴力団、あるいは非合法的な社会集団の集まりであるかのごとき、正直申し上げて過激派對策ではないかと思うくらいですね、規制が法律においても加えられています。僕は、これに対してそれが廃棄物処理業界自身の責任において行われた不法投棄でありますとか、不適正処理に関して加えられた処分であれば、これは致し方ないと思いますが、実際には世の中で産廃が不法投棄されておるといふ事例の大部分はですね、事業系一般廃棄物でありますし、さらに不法投棄の実行行為者がですね、第3者である。廃棄物処理業の業の許可を持っておる者がですね、自らの業に関して積極的に違法行為をやったという事例は実はそんなに多くないと私は認識しております。ほとんどの場合は無許可である、あるいは許可の内容を偽っているという形で違法行為が続いている。それらに対する規制というのが非常に現在においても規制として厳しくないという、むしろ助長しかねないような、無許可であった方が処分が軽いというような事態があります。そういうことから、私ども業界は、業界として改善を国に対しても求めております。そういう背景の中、例えば岐阜県の指導要綱等でですね、廃棄物処理業者に対して地域住民の同意を得るようというところが要求されております。その同意を得るといふ部分がですね、地域住民に対して事業の内容を的確に説明して、正確に説明してですねその理解を得るといふ努力をせよということであるならば、これは大賛成でありますし、私ども、今これだけ厳しい社会的状況の中で、当然地域住民と対話をし、会話をし、相互理解を得ようとすることは、これは事業者として当然の責務だと思います。ところがこの同意という要綱、同意がなければ許可の申請ができないということは、これは実は最高裁判決においてもですね、既に違法だということが判決として確定しておることをですね、今になってまだ岐阜県がまだやっておるといふことは実は廃棄物処理業者と地域住民の紛争を予め予防するのではなしに、自らの許可権限をですね、廃棄物処理法の定めによって法定受託事務として行っておられるはずの廃棄物処理法の許可の権限をですね、責任を市町村長に委ねるだけである。これは、事実関係を見ていただければお分かりかと思いますが、御嵩問題での紛争に対して県が今後紛争を起こすようなことを恐れてですね、市町村にその責任を委ねてあなた方で判断しなさいと、こうやったのではないかと私は推察をしております。それが、現実には紛争を予防して適切な廃棄物処理施設の建設に繋がっているとはとても思えませんので、私はこの問題は、同意問題は広く県民の皆さん方でご議論いただいて是非とも改善をしていただきたいと思っております。同意の事項自体は小さな問題でありますし、私ども業界内部では地域住民の同意を取るべきではないかという意見もあります。しかし、そのことも含めて廃棄物処理法の法の定めに従って行うべき事務をですね、県がその判断を市町村に責任を被せるということは、僕は許されるべきではないと思っておりますので、その点だけは特にお願いしたいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございます。とても重要なところなんです、この同意書の扱い方に関しましては、資料でアンケートをとったものがございましたよね。あれを見ていると、今、森村委員が言われたように、県がそういうようなことが2度と起こらないような形の捉え方をするためにやったのではないかというような考え方もありますが、一方で他の他府県で、他府県でしたでしょうかこのアンケート、県内でしたっけ、いろんなアンケートがありましたよね、あれを見ますと。

事務局 参考資料です。

委員長 参考資料を見ますと、市民がむしろ強くしろと言っているところもだんだん増えてきているのではないかというような見方もあるんですがね。その辺はどう考えますか、皆さん。

事務局 参考資料の52ページ。兼松委員からの提供です。

委員長 兼松委員、どうですか。

兼松委員 何分まで話してよろしいのでしょうか。もうすぐ4時ですが。

委員長 他の人がしゃべることもありますので、一応言いたいことだけ。

兼松委員 それは無理じゃないでしょうか。あの、今この短い時間の中であなたの言いたいことを言えと言われても、今すぐには言えません。

委員長 でもね、時間が限られていますから。

兼松委員 はい。それはちょっと。

委員長 続けましょう。

兼松委員 はい。じゃあ、あの私が入れてくださいと言いました3番の参考資料の中の10です。これは環境省のデータです。同意が必要かどうか、どのように考えているかということアンケートしました。同意があっただけで紛争が起きることもあったけれども、いい施設ができたり、信頼が得られた。そういう意味で今後同意をどう扱うかということに関して、平成14年の段階では多くの道県が同意を設けている。同意を設置している自治体は、変える必要がないというふうに言っている。今回、岐阜県が調査したら北海道、青森、秋田、茨城、栃木、神奈川は同意を設けています。愛知県は承諾ですので、これは同意と同じだということを確認しております。電話で。それから宮崎県のは合意形成の義務というふうに言っています。それを合わせると16道県あります。そういう意味で環境省の14年のデータとあまり変わっていない。設けている県は住民の意向を大事に、そしてよりよい施設を造るために同意が必要だというふうに考えている。私たちもそれは支持したいと思います。けれども、岐阜県がそれを超えてこの同意が要綱にあるから処分場の許可ができないのかどうかというのはきちんと答えるべきだと思います。

委員長 今のご意見、どうでしょうか。この辺とても大事なところだと思うんですよね。業界の方からすれば、大変、事業を推進させる上でちょっと気になるなということでしょうか。

森朴委員 時間もございませんので、端的に言いますと、同意というのは本当に地域住民の理解ということと同義であるかということが問題であると思っています。本当に地域の方々に説明をして、そこでそれならいいねと言ってもらえるということが今の住民同意ということとイコールではないというふうに感じております。それだけ申し上げておきます。どちらかといえば、地域住民に対しては、今まで以上に丁寧に説明するべき仕組みを作るべきだと思います。正確に。

兼松委員 私の質問に、県は答えていただきたいと思います。次回でも結構です。

委員長 今のは次回に教えてください。

廃棄物対策課長 今の同意の件ですが、もちろん県は要綱で同意をとるように指導しています。いわゆる法の施設は、ある一定レベルのものについては廃棄物処理法で許可がいるようになっており、また、ある一定レベル以下のものや

種類が法律の対象でないものについては、許可がありませんが、県は、許可があるものもいないものも同意を求めるよう指導しています。今のところは業者から施設の設置について相談があれば、とりあえず地元の同意書のないものについては、法の対象施設についてはもちろん許可を与えたことはありませんし、法の対象施設でないものも要綱によって取るように指導しております。幸か不幸か、県が要綱によって、同意がないから施設を造ってはいけないということに対して、業者から訴えられたケースは今のところありません。今、森朴さんが言われたとおり、他県では同意が取れないことにより、許可しないということに対して裁判になった事例があり、行政が負けている例はありますが、岐阜県の場合は現在のところそういった例がございません。

森朴委員

委員長、あえて申し上げますが、10年間ですね、県は自分たちで造ると言っていたので我慢してきたんですよ。公共関与で造ると言っていたから訴えも起こさないでいたんですよ。そのことだけ申し上げます。これからは訴えますよ。

兼松委員

今の県の回答で愛知県と認識が随分違うということも分かりました。愛知県は同意があっても、それは法律的なものではない、指導であるので許可を出します。条件が揃っていれば許可を出します。というのが愛知県の見解でした。以上です。

委員長

どうでしょうか、この点について田辺委員。どうですか。

田辺委員

すいません。やはり、住民がきちんと説明を聞け納得ができた所で同意するということ。それともう一つ、先程の資料の中でプールを作るとか、甘い汁を貰ったことで住民が同意したというのがあるような気がするのです。そういうのはちょっと止めてほしいなと言うのが正直な気持ちです。それと、国からの助成金が貰えるから作りましょうと言うのは、何か腑に落ちないです。きちんとした説明を本当に住民が納得できるような説明を、良いことだけを説明されて、問題については説明が無く、納得して下さいというのでは、後から問題が起きた時に結局、でも皆さん同意したんじゃないですかと言うことで終わってしまうということになるので、それはとても困ると思います。

委員長

同意の取り方ですね、地域住民とか、そういうものの範囲の捉え方、その代表として同意を出すとか、市町村長とか、そこら辺の捉え方の話も大事だと思うんですよ。この辺のところもっと時間をかけたいと思いますので、次の時にまわしましょう。それであと10分ばかりしかないので、そのうち5分くらいを少なくとも傍聴人の方にまわしたいと思いますが、それから最後の、最後という語弊がありますが、3月ですかね次の、そのときの内容をどうするかというのはワーキンググループにまたお願いしますが、一応私の考えとしては、今回やったやつを続けると、資料を出していただいてやると、それが1点と、それからですね、この行政関係のところでもやる委員会というのは、毎年、年度年度の計画で事業がなされているので、どこまで、どういうふうになっているのかという現実を、現状をある程度まとめたい。このように思っております。それで一応ここまでやって、今後はこういうようなことをやらなくてはならないよということ報告書って言うんですかね、そういったことを次にやりたいので、その内容をこういうふうにしたらどうかということワーキンググループでまた検討していただきたいなと、そういうふう思っております。それから今回出た、中小企業の件を継続するという、それから公共関与につきましては続きまして、さらにですね、規制型を含みまして、支援型、給付型、この3つを改めて継続して審議し、そして一応こういう方向性でまとめましょうという案に収めたいなというふう考えております。あと、いろいろこれまで4回やって参りましたが、なかなか、どう言うんですかね、モデルになるような形の論議、まとめられないんですが、でもこれを積み重ねていくことでできるだけそちらの方へ近づけて行きたいなという気持ちでがんばっていきたいと思っております。それで、毎回ですね、今日はちょっと時間が大幅に傍聴人の方にまわせないんですけど、いろ

いろいろな良い意見書を出していただいて、審議するうえでもそれを参考にさせてもらって進めて参りました。こちらの委員会の中身を見ていて、資料を見ながら、ワーキンググループが核になっていただいて進めていますが、まだまだこのメンバーで気が付かないこと、あるいは、検討が少ないなということがあると思うんですね。それは、むしろ傍聴席で見ていただいた方がよく分かるものではないだろうか、そういう意味でまた皆さん時間をちょっとお渡しして、意見なんかをいただいて、検討していただいて、これを参考にしたいと思っております。どうぞご意見。

傍聴人

こうした形でたくさんの資料が出されてきたことに対して、皆さんの、委員の方、それから事務局のご努力に対して敬意を表したいと思っております。その上で、多少厳しいことを言わしていただきたいと思っておりますが、ちょっと短い時間しかありませんので、論点は絞ります。一つは、私、前回までの間に何通か意見書を出させていただきました、〇〇と申します。そもそも岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会でいいのかということを含めて意見書を出させていただいて、そしてこの議論の中で必ずしも施設整備ではないと、公共関与のあり方、そして産業廃棄物問題全体について深く審議するものとしてこの委員会が積み重ねられてきたと認識しております。大変結構なことだと思っております。しかし、事務局というか、設置者に2点厳しくいきたいんですけども、今日今回初めてお出になりました部長の方が最初の発言のところで処理施設整備の議論をするところだというふうにおっしゃった。あれ、今までの3回の議論はどこ行っちゃたんだ。今回初めてであればこそ、これまでの議論をきちんと踏まえた形で臨んでいただきたいし、ここでの責任者としてきちんとした引継を受けていらないとすれば、私は非常に心配ですし、とにかくこういう名前の処理施設整備という名前の検討委員会を作ったのだから施設整備をするしかないんだという結論が先にありきだとすれば、県民として非常に不信感を抱かざるを得ません。そしてですね、今回も出された資料に対していろいろ出ていることですが、そもそも岐阜県がこの検討委員会を設置するにあたって、何が課題なのかきちんと把握されていない、データもない、データを取る観点もはっきりしていない。ここに大変な問題があるんじゃないかと思っております。何が困って、処理施設整備なのか、何にもこの10年間、地球環境村は破綻したわけですが、何を議論してきて今に至っているのかよく見えない。そして、今日の要望を出された団体もあるわけですが、何がどう困ってこの要望なのかよく分からない。これは大変県民としては残念に思えます。そしてもう一つ言いたいこととしては、最終的には皆さん、産廃の排出抑制ということに関しては総論で皆さん一致すると思うんですけども、この抑制のあり方というのは、非常に極論しますと、要するにどうしようもなくなれば何とか工夫する部分もあるんですね。これは極論ですので、これは私は工業用水とか補給水原単位のことでは言いたかったんですけども、たぶんこんなことポンッと言われても皆さん分からないと思っておりますので、もし余裕があれば意見書の形で出そうと思っておりますけど、やはりある意味では余裕たっぷりどうぞ安心してゴミを出してくださいということになれば、排出抑制はできないというような部分もあります。そういった形も検討しなければいけないと思っております。以上です。

委員長

その他の方で、どうぞ。

傍聴人

すいません。今のね、委員会の印象について一言申しますと、最後です、同意書の問題のところは非常に参考になりました。それで、前半で膨大な資料を作っていただいて、その説明の資料にですね、相当な時間がかかったようです。それで、資料は、今の事務局のご説明ですと、事前に委員の方に配られているということですが、当初からですね、問題点について審議するように時間をお使いになったらもっといい論議ができたんじゃないかなと。資料についての不備とか、それから意見というのは前もってもうそれに対する回答は必要だと思います。けれども、その中身についてですね、貴重な時間を事務局から説明される必要はもうないんじゃないか、事前にもう見せてですね、出席されてみえるわけですから。そういうふうな核心になる問題点ですね、先ほどの同意の問題なんかきちんと。そういうような点にですね、皆さんのそれぞれの意見をですね、十分に時

間を使ってご審議いただいたら良い結論が導き出されるんじゃないかなと、こんなふうに思いました。

委員長

非常に貴重な意見をありがとうございます。事務局から説明をしないでもいいのではないかとするのはちょっと私も困りますので、的確にポイントを抑えて、あとは時間をそちらにまわすということで考えていきたいと思えます。

傍聴人

この産業廃棄物処理施設整備検討委員会ですが、今日で4回目、3回傍聴させていただきましたが、まずこの検討委員会というものに非常に疑問を持っているんですが、この委員のメンバーの選定の仕方というものにまず最初からちょっとおかしいなと疑問を持っています。というのは、私の身近にも処分場問題の市町村連絡会というのがありまして、そういうところの会長をやっている者もいるんですが、そういった、もうちょっと住民の側の意見も十分言っているんですが、もうちょっとそういう住民たちが本当に困っている問題が出てくるようなそういうメンバーの選定の仕方とか、それから今日は建廃の方の説明がありましたけれども、これも要望内容が良く分からないままでしたし、それから、はい、そういうことです。それから、住民の同意ということが非常に大きなテーマと申しますか、これ最後に言われたんですが、住民の同意がないものについては県は許可を与えていないと言われましたね。御嵩の産廃問題については、要するに県は許可を与えていないというふうに解釈すれば言い訳ですね。

廃棄物対策課長

そのとおりです。許可してません。

委員長

ありがとうございます。貴重な意見。今発言された方、こういうような場所で参考意見として話をしていただけるような、こういう関係の方おられるというなら事務の方へ、そういうような方をちょっと紹介していただけますか。私、何人かの方から、時間もありますので、どなたか一人選ばせていただいて、そういうようなこと考えておりますので、そういうことで事務の方、対応していただけますか。

傍聴人

すいません。

委員長

はい、どうぞ。

傍聴人

時間がないということですがけれども、私は、意見書を出しました〇〇と申します。産廃の町、曾木から来ているんですけれども、住民といたしまして本当に困っているんです。たくさん雨が降ると流れてきやしないだろうとか、監視の不備のあったことが今でも大変なことなんです。それと、やはりここで子育てできるかなとかいろいろあるわけです。それなのに、住民合意をはずされちゃったら困っちゃうんです。それはもう切実な問題です。だって考えてみてください。処分場が向こうにあってて、で、その市町とかそういうふうな、いろいろな家庭の環境があるわけですね。うちはちょっと小さい子を育てているとかね、それかお爺さんやお婆さんが向こうで、その人の合意さえあればいいとか、そんな状態なんですよ。それなのに、住民の同意がはずされたらどうなっちゃうんですか。それは切実な声です。どうぞ、皆さんそのことを検討してください。慎重に検討してください。

委員長

ありがとうございました。それでは時間が参りましたので、これで今回は…。

田辺委員

資料としてちょっと欲しいんですが、中小企業の方までは出ましたけれども、先ほど言っている零細の方のことももう少し分かってほしいと思いますので次回の時に資料として出していただきたいと思います。

委員長

事務方、ひとつよろしく。この零細をどのように捉えるかを考慮しながら、できるだけがんばっていただきたいと思えます。ありがとうございます。それでは、ここで閉じたいと思えます。

**岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第4回委員会出席者名簿**

■委員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）
清水佳子（環境市民ネットワークぎふ副代表）
田辺桜子（NPO法人ごみGネット）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
加藤光貞（岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
前田守廣（社団法人岐阜県建設業協会副会長）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）
谷口 尚（岐阜県町村会会長）

【欠席委員】

西寺雅也（岐阜県市長会会長）

出席者数： 10名

欠席者数： 1名

■事務局

横井 篤（岐阜県環境生活部長）
細田大造（岐阜県環境生活部次長）
古田常道（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
市川信夫（岐阜県環境生活部廃棄物対策課総括管理監）
佐伯秀紀（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
馬淵 保（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
杉崎隆治（岐阜県環境生活部不法投棄監視課技術課長補佐）
ほか事務局担当者